大阪府条例第　　　号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

　職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （失業者の退職手当）  第十条　（略）  ２―10　（略）  11　（略）  　一―三　（略）  　四　安定した職業に就いた者　雇用保険法第五十六条の三第一項に規定する就業促進手当（第十四項において「就業促進手当」という。）  　五・六　（略）  12・13　（略）  14　就業促進手当に相当する退職手当の支給があつた場合における第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。  15―17　（略）  　　　附　則  １―40　（略）  41　昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。  42―55　（略）  （失業者の特例）  56　令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは  　「ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲  　 ハ　特定退職者であつて、雇用保険法附則第  げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二  五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、  十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当す  知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指  る者として人事委員会規則で定める者に該当  導基準に照らして再就職を促進するために必  し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照  要な職業安定法第四条第四項に規定する職業  らして再就職を促進するために必要な職業安  指導を行うことが適当であると認めたもの（  定法第四条第四項に規定する職業指導を行う  イに掲げる者を除く。）  ことが適当であると認めたもの  　　　　　　　　　　　　　　　」 | （失業者の退職手当）  第十条　（略）  ２―10　（略）  11　（略）  　一―三　（略）  　四　職業に就いた者　雇用保険法第五十六条の三第一項に規定する就業促進手当（第十四項において「就業促進手当」という。）  　五・六　（略）  12・13　（略）  14　就業促進手当に相当する退職手当の支給があつた場合における第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。  　一　雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数  　二　雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数  15―17　（略）  　　　附　則  １―40　（略）  41　昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。  42―55　（略）  （失業者の特例）  56　令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは  　「ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲  　 ハ　特定退職者であつて、雇用保険法附則第  げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二  五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、  十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当す  知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指  る者として人事委員会規則で定める者に該当  導基準に照らして再就職を促進するために必  し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照  要な職業安定法第四条第四項に規定する職業  らして再就職を促進するために必要な職業安  指導を行うことが適当であると認めたもの（  定法第四条第四項に規定する職業指導を行う  イに掲げる者を除く。）  とする。  ことが適当であると認めたもの  　　　　　　　　　　　　　　　」 |
| とする。 |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であってこの条例の施行の日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。